



栃木県公報

令和6(2024)年
10月25日(金)
号外
第56号

目次

規則

- 栃木県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定…………… 1
○生活保護法施行細則の一部改正…………… 1

公安委員会

- 栃木県道路交通法施行細則の一部改正…………… 3

規則

栃木県規則第50号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和6年10月25日

栃木県知事 福田 富一

栃木県手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

栃木県手数料条例の一部を改正する条例（令和6年栃木県条例第35号）の施行期日は、令和6年11月1日とする。

（文書学事課）

栃木県規則第51号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月25日

栃木県知事 福田 富一

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和38年栃木県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（進学・就職準備給付金申請書）</u> 第16条 略</p> <p><u>（進学・就職準備給付金支給決定通知書等）</u> 第17条 知事は、前条の<u>進学・就職準備給付金申請書</u>の提出があったときは、支給の可否、金額及び方法を決定し、申請者に対して別記様式第35号の<u>進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書</u>により通知するものとする。</p>	<p><u>（進学準備給付金申請書）</u> 第16条 略</p> <p><u>（進学準備給付金支給決定通知書等）</u> 第17条 知事は、前条の<u>進学準備給付金申請書</u>の提出があったときは、支給の可否、金額及び方法を決定し、申請者に対して別記様式第35号の<u>進学準備給付金支給（不支給）決定通知書</u>により通知するものとする。</p>

別記様式第34号を次のように改める。

別記様式第34号 (第16条関係)

年 月 日

福祉事務所長

様

申請者
(進学する者又は就職する者)

住所又は居所
氏名
個人番号

進学・就職準備給付金申請書

下記のとおり、進学・就職準備給付金の支給について関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名
- 2 申請者の生年月日 年 月 日
- 3 進学・就職する先 (特定教育訓練施設名、会社名等)
名称
- 4 進学・就職後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)
 進学・就職前の住居と同じ
 転居により進学・就職前の住居と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)
居住 (予定) 地
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由
- 6 関係書類
 - (1) 進学の場合
 - ① 入学に関する手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
ア 入学金を納付したことを証明する書類の写し
イ 入学金の延納 (入学後に納付すること) を申請した書類の写し
ウ 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学に関する手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - ③ その他支給決定に当たり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合は、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
 - (2) 就職の場合
 - ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
ア 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
イ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
ウ その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - ③ その他支給決定に当たり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合は、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

別記様式第35号中「進学準備給付金支給（不支給）決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書」に、「進学準備給付金を」を「進学・就職準備給付金を」に改め、同様式備考中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉課)

公安委員会

栃木県公安委員会規則第10号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月25日

栃木県公安委員会委員長 蓬 田 勝 美

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則（昭和47年栃木県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(運転者の遵守事項) 第13条 法第71条第6号の規定により車両の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に定めるとおりとする。 (1)～(8) 略 <u>(9)～(13) 略</u>	(運転者の遵守事項) 第13条 法第71条第6号の規定により車両の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に定めるとおりとする。 (1)～(8) 略 <u>(9) 携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。</u> <u>(10)～(14) 略</u>

「殿

「殿

別記様式第11号及び別記様式第11号の2中 を に改め

栃木県公安委員会 」 栃木県公安委員会 印

る。

附 則

- この規則は、令和6年11月1日から施行する。ただし、別記様式第11号及び別記様式第11号の2の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。